

第1号議案

業務規程の変更及びその認可申請について

(案)

1. 業務規程の変更

洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入等に対応するため、別紙1のとおり業務規程の変更案を作成し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第28条の3第3号の規定に基づき次回総会に付議する。

2. 業務規程の変更の認可申請

1. の変更案が次回総会により議決された後、電気事業法第28条の4第3項及び広域的運営推進機関に関する省令（平成26年経済産業省令第36号）第11条第1項の規定に基づき、別紙2及び総会の議事録により、経済産業大臣に対し、業務規程の変更の認可申請を行う。

以上

【添付資料】

別紙1：業務規程一部変更の件（業務規程変更案）

別紙2：業務規程変更認可申請書

業務規程一部変更の件

変更の概要は下記のとおりです。

記

1. 洋上風力発電の系統アクセスに関する規定の変更

【該当条文：第67条、第68条、第71条、第72条、第81条、
第82条、第97条（変更）
第68条の2（新設）】

- ・広域機関は、国からの送電系統の暫定的な容量確保及び接続検討に関する要請の受付、並びに一般送配電事業者への容量確保に関する通知及び接続検討の依頼を行う旨規定

2. 広域予備率の運用開始に関する規定の変更

【該当条文：第108条（変更）
附則（令和 年 月 日）第1条第2項、第3条（新設）】

- ・広域機関は、広域予備率及び補正料金算定インデックスを算出し、公表するとともに一般送配電事業者に通知する旨規定

3. 需給ひっ迫時の対応に関する規定の変更

【該当条文：第123条の3、別表9-1（新設）】

- ・広域機関は、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれが継続することが見込まれるときは、対応態勢を発令するとともに対応組織を置くことができる旨規定

4. 容量市場における容量オークションに関する規定の変更

【該当条文：第32条の2、
附則（令和2年3月30日）第7条（変更）
附則（令和 年 月 日）第2条（新設）】

- ・2025年度以降を実需給年度とする容量オークションにおいて、メインオークションにより確保する供給力の募集量をメインオークション募集要綱で定める供給力へ変更する等規定
- ・小売事業環境の激変緩和のための容量確保契約金額の算出方法について、容量オークションの募集要綱に定める旨規定

以上

変更前（変更点に下線）

平成27年4月1日施行
令和3年4月16日変更

業務規程

電力広域的運営推進機関

変更後（変更点に下線）

平成27年4月1日施行
令和__年__月__日変更

業務規程

電力広域的運営推進機関

変 更 前 (変更点に <u>下線</u>)	変 更 後 (変更点に <u>下線</u>)
<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成27年4月28日変更</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p>	<p>(変更履歴)</p> <p>平成27年4月1日施行</p> <p>平成27年4月28日変更</p> <p>平成27年8月31日変更</p> <p>平成28年4月1日変更</p> <p>平成28年7月11日変更</p> <p>平成29年4月1日変更</p> <p>平成29年9月6日変更</p> <p>平成30年4月1日変更</p> <p>平成30年6月29日変更</p> <p>平成30年10月1日変更</p> <p>平成31年4月1日変更</p> <p>令和元年7月1日変更</p> <p>令和2年2月1日変更</p> <p>令和2年3月30日変更</p> <p>令和2年7月8日変更</p> <p>令和2年10月1日変更</p> <p>令和3年4月1日変更</p> <p><u>令和3年4月16日変更</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(容量オークション) 第32条の2 (略)</p> <p>一 メインオークション <u>必要供給力の全量</u>を調達するため、実際に供給力を提供する年度(以下「実需給年度」という。)の4年前に実施する入札</p> <p>二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要<u>又は</u>メインオークションで調達した供給力の増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札</p> <p>ア 調達オークション 追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する入札</p> <p>イ リリースオークション 追加オークションのうちメインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約(第32条の12第1号オにて定義する。)に定められた容量を売却する容量提供事業者(以下「容量リリース事業者」という。)を募集する入札</p>	<p>(容量オークション) 第32条の2 (略)</p> <p>一 メインオークション <u>メインオークション募集要綱(第32条の12に定めるメインオークション募集要綱をいう。)</u>で定める供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度(以下「実需給年度」という。)の4年前に実施する入札</p> <p>二 追加オークション メインオークション実施後の想定需要、<u>メインオークションで調達した供給力及びその増減等を考慮し</u>、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する次のア又はイのいずれかの入札</p> <p>ア 調達オークション 追加オークションのうち、<u>必要供給力に対し</u>、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する入札</p> <p>イ リリースオークション 追加オークションのうち、<u>必要供給力に対し</u>、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約(第32条の12第1号オにて定義する。)に定められた容量を売却する容量提供事業者(以下「容量リリース事業者」という。)を募集する入札</p>
<p>(メインオークション募集要綱の策定及び公表) 第32条の12 (略)</p> <p>一 募集スケジュール</p> <p>ア メインオークションで募集する供給力<u>(以下「メインオークション目標量」という。)</u>と価格の<u>関係を示した曲線</u>(以下「メインオークション需要曲線」という。)の予定公表期日</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>二～十一 (略)</p>	<p>(メインオークション募集要綱の策定及び公表) 第32条の12 (略)</p> <p>一 募集スケジュール</p> <p>ア メインオークションで募集する供給力と価格の<u>関係を示した曲線</u>(以下「メインオークション需要曲線」という。)の予定公表期日</p> <p>イ～カ (略)</p> <p>二～十一 (略)</p>
<p>(ペナルティ) 第32条の41 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 実需給年度において、容量確保契約に規定された条件に基づき、<u>必要な供給力を提供できなかった場合</u></p> <p>二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(ペナルティ) 第32条の41 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 実需給年度において、容量確保契約に規定された条件に基づき、<u>供給力を提供できなかった場合</u></p> <p>二 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(電源等維持運用者の募集) 第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、送配電等業務指針に定めるところにより、電源維持運用者を募集する。</p> <p>2 本機関は、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、特定の電気供給事業者に対し、電源入札等に応募することを求めることができる。</p>	<p>(電源等維持運用者の募集) 第38条 本機関は、電源入札等の基本要件の決定後、送配電等業務指針に定めるところにより、電源等維持運用者を募集する。</p> <p>2 本機関は、電源入札等の対象となる電源等維持運用業務の内容を踏まえ、必要があると認めるときは、特定の電気供給事業者に対し、電源入札等に応募することを求めることができる。</p>
<p>(システムアクセス業務の実施) 第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、<u>送電システムへの発電設備等(送電システムに電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。)</u>の連系等を希望する者からの<u>事前相談及び接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務</u>を行う。</p> <p>(新設)</p>	<p>(システムアクセス業務の実施) 第67条 本機関は、法第28条の40第1項第8号の規定により、<u>次の各号に掲げる業務</u>を行う。</p> <p>二 <u>送電システムへの発電設備等(送電システムに電力を流入しない発電設備等を除く。以下、この章において同じ。)</u>の連系等を希望する者からの<u>事前相談並びに接続検討に関する申込みの受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務</u></p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>(新設)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p><u>二 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号。以下「再エネ海域利用法」という。)第8条第1項の規定による海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域(以下「促進区域」という。)の指定に関する国からの送電系統の暫定的な容量確保に関する要請の受付並びに接続検討に関する要請の受付、検討結果の確認、検証及び回答等の業務</u></p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(事前相談及び接続検討の申込みの受付)</p> <p>第68条 本機関は、特定系統連系希望者の事前相談及び接続検討の申込みを受け付ける。</p> <p>2 本機関は、前項の申込みを受け付けた場合は、第70条第3項又は第72条第2項に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者へ速やかに通知する。</p> <p>3 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、特定系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>	<p>(事前相談及び接続検討の申込み並びに接続検討の要請の受付)</p> <p>第68条 本機関は、特定系統連系希望者の事前相談及び接続検討の申込み並びに再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの接続検討の要請を受け付ける。</p> <p>2 本機関は、前項の申込み又は要請を受け付けた場合は、第70条第3項又は第72条第2項に定める回答期間内の日を回答予定日として、特定系統連系希望者又は国へ速やかに通知する。</p> <p>3 本機関は、前項の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、特定系統連系希望者又は国に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、特定系統連系希望者又は国の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(送電系統の暫定的な容量確保に関する要請の受付)</p> <p><u>第68条の2 本機関は、再エネ海域利用法第8条第1項の規定による促進区域の指定に関する国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請を受け付ける。</u></p> <p><u>2 本機関は、前項の要請の内容を変更する又は要請を取り下げる国からの要請を受け付ける。ただし、暫定的な容量の変更については容量の減少に限る。</u></p> <p><u>3 本機関は、前2項の要請を受け付けた場合には、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</u></p>
<p>(接続検討)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 本機関は、前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受けたときは、接続検討の申込みの受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、申込書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で申込みの受付を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由</p> <p>二～四 (略)</p> <p>五 特定系統連系希望者に対策を求めている場合は、その対策の必要性及び工事の内容</p> <p>六～九 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(接続検討)</p> <p>第71条 (略)</p> <p>2 本機関は、次の各号に掲げる場合には、接続検討の受付を行い、一般送配電事業者たる会員に接続検討の実施を速やかに依頼する。ただし、接続検討の申込み又は要請の書類に不備があるときは、書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で接続検討の受付を行う。</p> <p>一 前項の通知を受けた一般送配電事業者たる会員から検討料の入金を確認した旨の通知を受けた場合</p> <p>二 国からの接続検討の要請があった場合</p> <p>3 (略)</p> <p>一 特定系統連系希望者が希望した又は国が要請した最大受電電力に対して連系ができない場合は、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合は、その理由</p> <p>二～四 (略)</p> <p>五 特定系統連系希望者に対策を求めている場合又は国からの要請による接続検討の結果に対策を求める記載がある場合は、その対策の必要性及び工事の内容</p> <p>六～九 (略)</p> <p>4 (略)</p>
<p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書面にて</p>	<p>(接続検討の回答)</p> <p>第72条 本機関は、前条第3項又は第4項の規定による検討結果の確認及び検証を完了したときは、特定系統連系希望者又は国に対し、次の各号に掲げる事項に関する確認及び検証の結果を速やかに書</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 特定系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合には、その理由）</p> <p>二 系統連系工事の概要（特定系統連系希望者が希望する場合には、設計図書又は工事概要図等）</p> <p>三～五 （略）</p> <p>六 特定系統連系希望者に必要な対策</p> <p>七・八 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>面にて回答するとともに必要な説明を行う。</p> <p>一 特定系統連系希望者が希望した又は国が要請した最大受電電力に対する連系可否（連系ができない場合には、その理由及び代替案。代替案を示すことができない場合には、その理由）</p> <p>二 系統連系工事の概要（特定系統連系希望者又は国が希望する場合には、設計図書又は工事概要図等）</p> <p>三～五 （略）</p> <p>六 特定系統連系希望者に必要な対策又は国からの要請による接続検討の結果求められる必要な対策</p> <p>七・八 （略）</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付）</p> <p>第81条 （略）</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>	<p>（特定系統連系希望者からの電源接続案件一括検討プロセスにおける接続検討の受付等）</p> <p>第81条 （略）</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により電源接続案件一括検討プロセスが開始された場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>
<p>（接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等）</p> <p>第82条 （略）</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>	<p>（接続検討の回答を踏まえた特定系統連系希望者の再接続検討の受付等）</p> <p>第82条 （略）</p> <p>2 本機関は、前項の規定により受け付けた再接続検討、及び国からの送電系統の暫定的な容量確保の要請により開始した電源接続案件一括検討プロセスにおいて再接続検討が行われる場合における第68条第1項の規定により受け付けた国からの要請による接続検討について、第2節の規定に準じて、一般送配電事業者たる会員に検討を依頼し、検討の結果の確認、検証及び回答を行う。</p>
<p>（契約申込みに伴う回答内容の確認）</p> <p>第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項の規定により特定系統連系希望者に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（契約申込みに伴う回答内容の確認）</p> <p>第97条 本機関は、本機関が第72条第1項及び第82条第2項の規定により特定系統連系希望者又は国に回答を行った案件について、一般送配電事業者たる会員が特定系統連系希望者から契約申込みを受けた場合において、その申込みに対する検討結果が同項の回答と異なるときは、送配電等業務指針で定めるところにより、検討結果の提出を受け、その内容について妥当性を確認し、必要に応じて検証する。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（一般送配電事業者たる会員への計画の送付）</p> <p>第108条 本機関は、前条第1項第1号、第2号又は第5号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）の提出を受けた場合には、<u>関連</u>する一般送配電事業者たる会員に対し、当該計画を送付する。</p> <p>（新設）</p>	<p>（一般送配電事業者たる会員への計画の送付等）</p> <p>第108条 本機関は、前条第1項第1号、第2号又は第5号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）の提出を受けた場合には、<u>関係</u>する一般送配電事業者たる会員に対し、当該計画を送付する。</p> <p>2 <u>本機関は、前条第1項第3号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第133条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、週間、翌日及び当日における広域予備率を算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>（<u>需給ひっ迫又は需給ひっ迫のおそれが継続することが見込まれる場合の対応</u>）</p> <p>第123条の3 <u>本機関は、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるときは、別表9-1により対応態勢を発令するとともに対応組織を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>第175条第2項から第7項までの規定は、前項の場合に準用する。</u></p>

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）									
<p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">別表9-1 需給ひっ迫時の対応態勢及び対応組織</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 45%;">情勢</th> <th style="width: 25%;">対応態勢</th> <th style="width: 30%;">対応組織</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合</p> <p>1. 複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域において、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき</p> <p>2. その他需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき</p> </td> <td> <p>警戒態勢 (発令者：総務部を管掌する理事)</p> </td> <td> <p>需給ひっ迫警戒本部 (本部長：総務部を管掌する理事)</p> </td> </tr> <tr> <td> <p>次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合</p> <p>1. 連系線のうち交流送電線で接続される複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域での広域的な予備率が、別に定める値を継続的に下回るが見込まれるとき</p> <p>2. その他需給がひっ迫する状況が継続することが見込まれるとき</p> </td> <td> <p>非常態勢 (発令者：理事長)</p> </td> <td> <p>需給ひっ迫非常対応本部 (本部長：理事長)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	情勢	対応態勢	対応組織	<p>次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合</p> <p>1. 複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域において、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき</p> <p>2. その他需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき</p>	<p>警戒態勢 (発令者：総務部を管掌する理事)</p>	<p>需給ひっ迫警戒本部 (本部長：総務部を管掌する理事)</p>	<p>次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合</p> <p>1. 連系線のうち交流送電線で接続される複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域での広域的な予備率が、別に定める値を継続的に下回るが見込まれるとき</p> <p>2. その他需給がひっ迫する状況が継続することが見込まれるとき</p>	<p>非常態勢 (発令者：理事長)</p>	<p>需給ひっ迫非常対応本部 (本部長：理事長)</p>
情勢	対応態勢	対応組織								
<p>次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合</p> <p>1. 複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域において、需給がひっ迫する、又は需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき</p> <p>2. その他需給がひっ迫するおそれがある状況が継続することが見込まれるとき</p>	<p>警戒態勢 (発令者：総務部を管掌する理事)</p>	<p>需給ひっ迫警戒本部 (本部長：総務部を管掌する理事)</p>								
<p>次に定める事態が生じ、本機関の事務局に置く部等を横断して対応することが必要な場合</p> <p>1. 連系線のうち交流送電線で接続される複数の一般送配電事業者たる会員の供給区域での広域的な予備率が、別に定める値を継続的に下回るが見込まれるとき</p> <p>2. その他需給がひっ迫する状況が継続することが見込まれるとき</p>	<p>非常態勢 (発令者：理事長)</p>	<p>需給ひっ迫非常対応本部 (本部長：理事長)</p>								
<p>附則（令和2年3月30日） （経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出）</p> <p>第7条 本機関は、容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>2 別表1の控除率は、容量オークションの実施年度ごとに定率で減少するものとし、2030年度を <u>実需給年度とする容量オークションの実施時に廃止する。</u></p>	<p>附則（令和2年3月30日） （経過措置対象電源に関する容量確保契約金額の算出）</p> <p>第7条 本機関は、<u>2024年度を実需給年度とする</u>容量確保契約金額の算出に当たり、2010年度末以前に建設された次の各号に掲げる電源（以下「経過措置対象電源」という。）に関しては、別表1に掲げる算出式に基づき算出した金額を容量確保契約金額とする。</p> <p>一・二 （略） (削る)</p>									
<p>(新設)</p>	<p>附則（令和 年 月 日） (施行期日)</p> <p>第1条 本規程は、令和3年7月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第108条及び附則第3条の規定は、令和4年4月1日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>(容量確保契約金額の算出に関する経過措置)</p> <p>第2条 本機関は、2025年度以降を実需給年度とする容量確保契約金額の算出に当たり、当該実需</p>									

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
	<p data-bbox="1486 123 2834 205"><u>給年度の容量オークションの募集要綱に別に定める電源等については、当該実需給年度の容量オークションの募集要綱に定める方法により算出した金額を容量確保契約金額とする。</u></p> <p data-bbox="1478 258 2418 296"><u>(一般送配電事業者たる会員への補正料金算定インデックスの通知等)</u></p> <p data-bbox="1463 304 2834 472"><u>第3条 本機関は、2023年度までの間、第107条第1項第3号に定める計画（当該計画を変更する計画を含む。）及び第133条の規定により算出した連系線の空容量をもとに、当日における需給ひっ迫時の補正インバランス料金を算定するための指標である補正料金算定インデックスを算出し公表するとともに、関係する一般送配電事業者たる会員に通知する。</u></p>

様式第 9（第11条関係）

業務規程変更認可申請書

令和 3 年 6 月 日

経済産業大臣殿

電力広域的運営推進機関

理事長 大山 力

住 所 東京都江東区豊洲 6-2-15

電気事業法第28条の41第3項の規定に基づき、業務規程の変更の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更しようとする内容
別紙 1 のとおり。※添付略
- 2 変更しようとする年月日
(1) 令和 3 年 7 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。
(2) (1)にかかわらず、第108条及び附則第 3 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日。
- 3 変更しようとする理由
洋上風力発電の新たな系統確保スキームの導入等に対応するため。
- 4 業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要
別紙 2 のとおり。

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要

(将来見込みを含む案)

業務規程の変更の認可を申請するまでの経過の概要は、以下のとおり。

時期	経過の概要
令和3年4月7日 ～ 令和3年4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・本変更案（別紙1。ただし、容量市場関係の変更案は除く。）が会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項であることから、業務規程第6条第1項の規定により、会員その他の事業者の意見聴取を実施。 ・意見は0件（令和3年5月11日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。
令和3年4月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業大臣が現行の業務規程の変更を認可。
令和3年4月28日 ～ 令和3年5月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・本変更案（別紙1のうち、容量市場関係の変更案）が会員その他の事業者の事業活動に重大な影響を及ぼす事項であることから、業務規程第6条第1項の規定により、会員その他の事業者の意見聴取を実施。 ・意見は0件（令和3年5月17日、意見聴取結果を本機関ウェブサイト上にて公表。）。
令和3年5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度第1回評議員会により、本変更案（別紙1。ただし、容量市場関係の変更案は除く。）を議決。
令和3年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年度第2回評議員会により、本変更案（別紙1のうち、容量市場関係の変更案）を議決。
令和3年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・第297回理事会において、本変更案（別紙1）を議決。
令和3年6月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・第12回通常総会において、本変更案（別紙1）を議決。